

9.7 自然との触れ合い活動の場

9.7.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況	事業の実施や大会の開催に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。
②地形等の状況	
③土地利用の状況	
④法令等による基準等	
⑤東京都等の計画等の状況	

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.7-2に示すとおりである。

表 9.7-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成 26 年 5 月 14 日(水) 休日：平成 26 年 5 月 11 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 26 年 8 月 8 日(金) 休日：平成 26 年 8 月 9 日(土)	6：30～17：00
	秋季	平日：平成 26 年 11 月 4 日(火) 休日：平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)	6：30～16：30
	冬季	平日：平成 27 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 27 年 1 月 17 日(土)	6：30～16：30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局) 等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

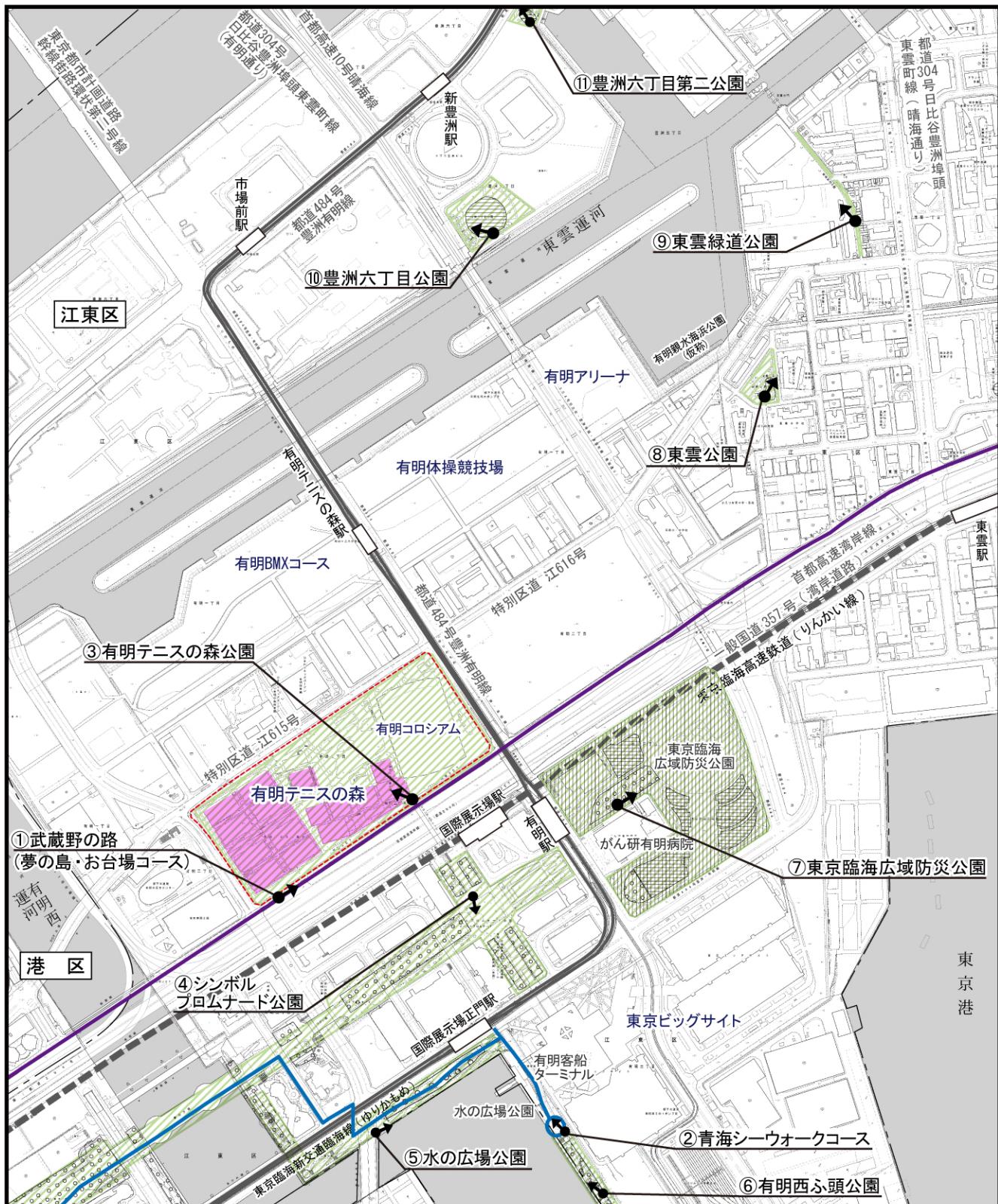
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年 2 月 江東区）に設定された遊歩道等を抽出した。

計画地は既存の有明テニスの森公園であり、テニスコートを囲むように落葉広葉樹や常緑広葉樹の植栽に囲まれた園路や、芝生広場が存在する。計画地周辺には、南側に東京臨海広域防災公園、シンボルプロムナード公園、水の広場公園、計画地の北東側には東雲公園、豊洲六丁目公園等が存在する。また、計画地南側には東京都が設定した「武蔵野の路（夢の島・お台場）コース」のほか、江東区が設定した水辺と緑の特選コースの「青海シーウォークコース」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.7-3 及び図 9.7-1 に、状況は、写真 9.7-1 に示すとおりである。

表 9.7-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、道路	①	武蔵野の路（夢の島・お台場）コース	葛西臨海公園－若洲海浜公園－夢の島公園－辰巳の森海浜公園－東京テレポートタウン－お台場－船の科学館－城南島（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長 270km の散策路であり、夢の島・お台場コースは東京湾の眺望と共に海浜公園、スポーツ公園、史跡公園が連続する散策コースである。
	②	青海シーウォークコース	国際展示場正門駅－有明西ふ頭公園－水の広場公園－夢の大橋－シンボルプロムナード公園－大観覧車・ヴィーナスフォート－ワイルドフラワー－自由の炎像－青海客船ターミナル－青海南ふ頭公園－大江戸温泉物語－テレコムセンター駅（約 4.2km）	巨大ショッピングモール・ヴィーナスフォートや温泉テーマパーク・大江戸温泉物語など、有名スポットを巡りながら自然の景色が広がるプロムナードを散歩するコース。
公園、児童遊園	③	有明テニスの森公園	江東区有明二丁目（約 163,000m ² ）	芝生と木立の緑豊かなテニスコート中心の公園。
	④	シンボルプロムナード公園	港区台場一丁目・二丁目 江東区青海一丁目・二丁目 江東区有明二丁目・三丁目（約 264,000 ² ）	青海、有明、台場の各地区を結んで、臨海副都心内の様々な施設をつないでいる公園。防災からの避難場所など多くの機能を有している。
	⑤	水の広場公園	江東区有明三丁目 江東区青海一丁目・二丁目（約 78,000m ² ）	行き交う船や水辺の眺望を楽しみながら、緑の中を散策することができる公園。公園の運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑥	有明西ふ頭公園	江東区有明三丁目（約 10,000m ² ）	東京ビッグサイト等に隣接した公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園。公園の運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑦	東京臨海広域防災公園	江東区有明三丁目（約 132,000m ² ）	首都直下地震等の大規模な災害発生時の防災拠点施設。
	⑧	東雲公園	江東区東雲 2-4-17（約 5,600m ² ）	東雲小学校、東雲第二保育園と隣接した街区公園。遊具やベンチが設置されている。
	⑨	東雲緑道公園	江東区東雲 1-7-4（約 1,500m ² ）	東雲 1 丁目に位置する道路沿いの細長い街区公園。樹木の間に園路とベンチが設置されている。
	⑩	豊洲六丁目公園	江東区豊洲 6-2-35（約 16,200m ² ）	東雲運河に隣接する街区公園。芝生広場のほか、遊具やベンチが設置されている。
	⑪	豊洲六丁目第二公園	江東区豊洲 6-2-1（約 4,000m ² ）	東雲運河に隣接する街区公園。遊具やベンチが設置されている。



凡 例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)
- - - 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 写真撮影地点

- | | |
|---|-----------------------|
| ■ | 公園等 |
| ● | 休息 |
| ■ | 広場遊戯 |
| ■ | 施設遊戯 |
| ■ | 集会 |
| — | 武藏野の路
(夢の島・お台場コース) |
| — | 青海シーウォークコース |



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 9.7-1
施設の状況 (有明テニスの森)



①武蔵野の路（夢の島・お台場）コース



②青海シーウォークコース



③有明テニスの森公園



④シンボルプロムナード公園



⑤水の広場公園



⑥有明西ふ頭公園



⑦東京臨海広域防災公園



⑧東雲公園

写真 9.7-1 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨東雲緑道公園



⑩豊洲六丁目公園



⑪豊洲六丁目第二公園

写真 9.7-1 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地は既存の有明テニスの森公園であり、周辺には南側に東京臨海広域防災公園、シンボルプロムナード公園、水の広場公園があり、計画地の北東側には東雲公園、豊洲六丁目公園等が存在する。公園等の各施設内には広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。

また、計画地周辺には、武蔵野の路（夢の島・お台場）コース、青海シーウォークコースの遊歩道が設定されている。

平日の利用形態としては、有明テニスの森公園を含む各公園で散策や休息利用が多く見られ、サイクリング、ジョギング等の利用が確認された。計画地北東側の豊洲六丁目公園や東雲公園では、児童の遊具遊びやボール遊び等が見られた。

休日の利用形態としては、東京臨海防災公園、豊洲六丁目公園の広場では、家族連れてのボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、春海橋公園の運河沿いでは、釣り人が見られた。その他、散歩、休息、サイクリング、ジョギング等の利用者数は、平日と比較して休日に多数確認された。有明テニスの森公園では、平日、休日ともに多数のテニス場の施設利用が見られた。

表 9.7-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、道路	①	武藏野の路（夢の島・お台場）コース	夢の島緑道公園と辰巳の森緑道公園と隣接するコースでは、四季折々の花木を楽しみながらサイクリングをする利用者が見られる。
	②	青海シーウォークコース	臨海副都心のシンボルである青海エリアを汐風に吹かれながら歩く散歩道である。会場エリア周辺では、水の広場公園と有明西ふ頭公園での、散歩や休息利用が見られる。
公園、児童遊園	③	有明テニスの森公園	国際試合等が行われ、観客席1万席規模のセンターコート「有明コロシアム」をはじめ48面のテニスコート、芝生広場がある。散歩、ジョギング、ピクニックを楽しむ人々でもにぎわっている。テニス場の施設利用のほか、園内で散歩、ジョギング、サイクリング等の利用が見られる。芝地の広場や大きな樹木があるため、自然観察等の利用も可能である。
	④	シンボルプロムナード公園	青海、有明、台場の各地区を結んで、臨海副都心内の様々な施設をつないでいる公園である。プロムナードの地下空間には、副都心部のライフルラインである共同溝が整備されるほか、防災からの避難場所など多くの機能を有している。その一方で、シンボルプロムナード公園利用者のために、緑と水、歩行者空間、にぎわいの場が整備されており、各種イベントが随時開催されている。複数施設をつなぐ公園のため、散歩や休息利用が多く見られる。公園内の石と光の広場では、集会やイベント利用が見られる。
	⑤	水の広場公園	行き交う船や水辺の眺望を楽しみながら、緑の中を散策することができ、公園の運河沿いでは釣りも楽しめる。散歩が多く見られるほか、芝地や階段での休息利用やジョギング等が見られる。また、運河では釣り利用が見られる。
	⑥	有明西ふ頭公園	東京ビッグサイト等に隣接した縦長の公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園である。公園の運河沿いでは釣りも楽しめる。散歩やベンチでの休息利用が見られるほか、サイクリングやジョギング等の利用が見られる。大きな樹木が連続し、計画地側にはサクラが植栽されている。また、運河と接しているためバードウォッチ等の自然観察等の利用が可能である。
	⑦	東京臨海広域防災公園	首都直下地震等の大規模な災害発生時に、被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を行う「災害現地対策本部」等が置かれる防災拠点施設である。園内南側は都立公園であり、広い芝生広場では散歩や休息利用のほか、家族連れてのボール遊び等の利用が見られる。また、休日を中心に、公園内のバーベキュー場利用が見られる。
	⑧	東雲公園	小学校、保育園と隣接しており。広場や砂場で遊ぶ児童が多く見られる。植栽された高木があり、ベンチやあずまやでは休息利用が見られる。
	⑨	東雲緑道公園	晴海通りから西側の通りに入った、道路沿いの細長い公園。植栽された高木の間に遊歩道やベンチがあり、散策や休息等の利用が見られる。
	⑩	豊洲六丁目公園	東雲運河に近接した公園で、解放感のある芝生の広場では親子連れやボール遊び等が見られる。公園内では散策やベンチ等での休息利用が見られる。
	⑪	豊洲六丁目第二公園	東雲運河に近接した公園で、芝生の広場で遊ぶ親子連れや遊具で遊ぶ児童が多く見られる。公園内では散策やジョギング等の利用のほか、ベンチ等での休息利用が見られる。

ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

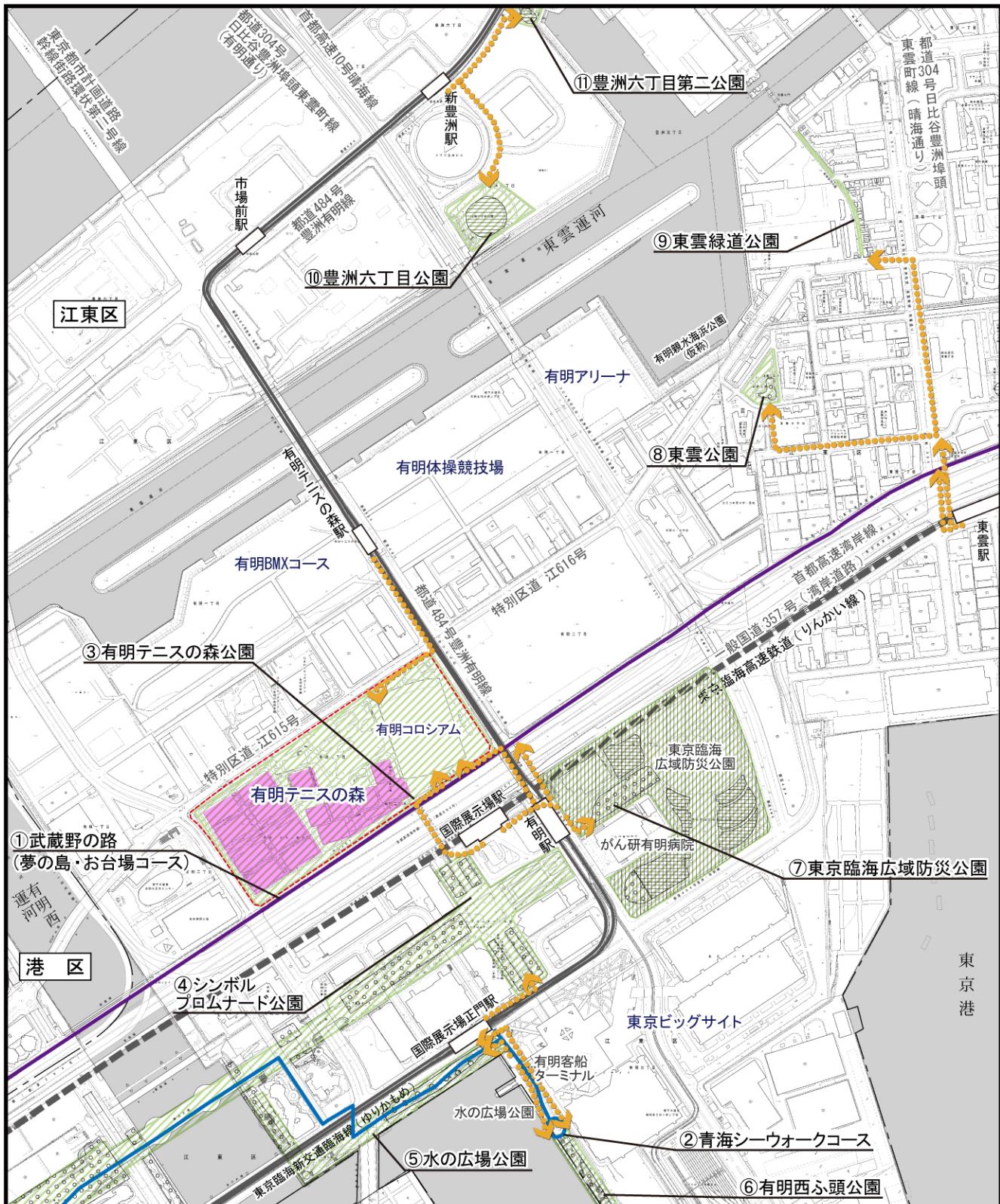
アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7. 有明テニスの森の計画の目的及び内容

7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (4) 歩行者動線計画」(p. 17 参照) に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.7-5 及び図 9.7-2 に示すとおりである。

表 9.7-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、道路	①	武藏野の路（夢の島・お台場）コース	東雲駅 国際展示場駅 有明駅	200m 200m 200m	約 3 分 約 3 分 約 3 分
	②	青海シーウォークコース	国際展示場正門駅 有明客船ターミナル	0m 0m	約 0 分 約 0 分
公園、児童遊園	③	有明テニスの森公園	国際展示場駅 有明駅 有明テニスの森駅	350m 400m 400m	約 5 分 約 5 分 約 5 分
	④	シンボルプロムナード公園	国際展示場駅 有明駅	280m 180m	約 3 分 約 3 分
	⑤	水の広場公園	国際展示場正門駅 有明客船ターミナル	100m 120m	約 1 分 約 2 分
	⑥	有明西ふ頭公園	有明客船ターミナル 国際展示場正門駅	190m 550m	約 2 分 約 8 分
	⑦	東京臨海広域防災公園	有明駅 国際展示場駅	80m 350m	約 1 分 約 4 分
	⑧	東雲公園	東雲駅	750m	約 10 分
	⑨	東雲緑道公園	東雲駅 豊洲駅	1,000m 1,200m	約 14 分 約 15 分
	⑩	豊洲六丁目公園	新豊洲駅	290m	約 4 分
	⑪	豊洲六丁目第二公園	新豊洲駅	400m	約 5 分



凡 例

- | | |
|---|------------------------|
| | 計画地 |
| | 区界 |
| — | 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ) |
| --- | 東京臨海高速鉄道
(りんかい線) |
| ●●●●● | 利用経路 |
| | 公園等 |
| | 休息 |
| | 広場遊戯 |
| | 施設遊戯 |
| | 集会 |
| — | 武蔵野の路
(夢の島・お台場コース) |
| — | 青海シーウォークコース |



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 9.7-2
自然との触れ合い活動の場までの
利用経路

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p. 66 参照) に示したとおりである。計画地は、10号埋立地に位置し、東京港修築事業計画により埋立造成された平坦な人工地盤の地域である。計画地及びその周辺は、地盤高が T.P. +4m ~+5m 程度の平坦な地形である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 66 参照) に示したとおりである。計画地は有明テニスの森公園に位置している。計画地北西側には、集合住宅があるほか、倉庫・運輸関係施設や事務所建築物等がある。北東側は、未利用地や集合住宅等があり、その背後には、江東区立有明小学校や江東区立有明中学校等の教育施設等がある。南東側には、教育文化施設、厚生医療施設や東京臨海広域防災公園等があり、その背後には東京ビックサイトがある。南西側には有明清掃工場等がある。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.7-6 に示すとおりである。

表 9.7-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が行う。</p>
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。</p>
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	<p>(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もつて都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業（以下「海上公園事業」という。）を行う。 1 海上公園の整備に関すること。 2 海上公園の利用公開に関すること。 3 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業</p>

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.7-7 に示すとおりである。

表 9.7-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン (平成 11 年 11 月東京都港湾局)	<p>(開発の目標)</p> <p>(1)水と緑に親しめるまち 緑豊かな「旧防波堤」への眺望や海辺に面しているというウォーターフロントとしての特性を生かして、水に親しめる海上公園等を整備し、住み、働き、学び、遊ぶ人の誰もが自然と触れ合い、憩えるなど、水と緑に親しめる都市空間を創造していく。</p> <p>(2)多様なライフスタイルを楽しめる都市型居住のまち ウォーターフロントの魅力と快適性及び都市機能の集積を享受し、この地域に生活することの楽しさを演出する都市型の居住空間を創出する。また、居住機能の周辺には業務、商業、公益、スポーツレクリエーション機能など配置することによって、にぎわいがあり誰もが多様なライフスタイルを楽しめるまちとしていく。</p> <p>(3)自由な発想と創意工夫を生かしたまち まちの活性化やにぎわいの創出を図るため、民間地権者の自由な発想と創意工夫を生かし、居住、業務、商業の各機能がバランス良く配置され、調和した魅力あるまちとしていく。</p>
臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改定一 (平成 26 年 7 月東京都港湾局)	<p>(目的) 本ガイドラインはマスタープラン等で示す計画内容に適合した優良な開発を誘導し、良好な都市景観・都市環境の形成を図ることを目的とする。</p> <p>(ガイドラインの活用) 有明北地区内における全ての開発計画は、本ガイドラインに記載された内容を遵守し、まちの将来像「住宅を中心とした複合市街地」の形成に向けた計画的なまちづくりを、関係者との協働により進めていくこととする。 また、今後の開発計画では、可能な限り共同化を基本とした街区単位で進めることを基本とし、既存施設の更新などにおいては、敷地の形態や規模等を踏まえることとする。</p> <p>(都市基盤施設計画方針) 公園・緑地 ア 有明北地区の良好な都市環境を形成するため、ゆとりとうるおいのある質の高い空間として公園・緑地の整備を図るとともに、周囲の水域や大規模公園などと連携した水と緑のネットワークを形成する。 イ 有明テニスの森公園を含む地区全体の公園配置を踏まえ、有明親水海浜公園を地域の魅力の更なる向上へ向けた中心的役割を担う公園として整備するとともに、宅地内広場等を活用して、有明親水海浜公園と地区全体の連携を強化する。 ウ 開発の進展や必要に応じて、大規模公園や水辺と整合のとれた、公園・緑地を配置する。 エ 公園や水辺を相互に結ぶ緑道公園や緑地の整備に努める。 オ 公園・緑地の整備に当たっては、地域の現状を踏まえるとともに、花木植栽による季節感の演出を図る等、植栽の多様性・連續性を確保する。 カ 水際線は、周辺の土地利用や自然豊かな「旧防波堤」周辺の環境を残しながら、自然の再生に配慮しつつ、誰もが近づけ、親しめる開放感のある公共空間となるよう整備する。また、近自然型ブロックを備えた護岸（カニ護岸）、海の生物にふれあえ水辺に親しめる汐入り、干潟機能を持った護岸（緩傾斜護岸）を設け、カニ等の生物に優しい環境を創出する。 キ 歴史的、環境的、文化的資源である東雲運河沿いの旧防波堤については、景観的に活用しながらその環境保全に努める。</p>
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	<p>(南部地区的まちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備します ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図ります。</p>

9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により計画地内の園路を形成する植栽樹の一部は改変されるが、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。また、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に行きることとし、ケヤキやクスノキ等の健全度が良好で樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。芝生広場は、移植・伐採後に約 7,000m²の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。また、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としており、計画地内に緑ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画としている。

計画地周辺の公園や遊歩道は、事業の実施により改変されることは無く、自然との触れ合い活動の場は維持される。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものと考える。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。また、工事の実施にあたっては、低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、事業の実施における工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されていることから、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。このため、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

また、事業の実施により、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としており、計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画であり、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路が、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、一般歩行者の通行は現状と変化しないと予測する。

また、計画地周辺の散策やジョギング等の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置する予定である。

9.7.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。
- ・伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の健全度が良好で樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。
- ・芝生広場は、移植・伐採後に、約 7,000m²の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。
- ・園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としている。
- ・計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画としている。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・排出ガス対策型建設機械を使用する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

9.7.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地は有明テニスの森公園内であり、園路を形成する植栽樹の一部は改変されるが、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する計画としている。また、伐採エリアの中にある大径木については樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないものや、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の樹勢や樹形の良いものは、樹木の生育環境として適切な密度で移植を行う計画としている。芝生広場は、移植・伐採後に約 7,000m²の張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。また、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としている。これにより、計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画としており、散策等の新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。

計画地周辺の公園や遊歩道は、事業の実施により改変されることは無く、自然との触れ合い活動の場は維持される。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充

実し、評価の指標は満足するものと考える。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。

事業の実施により、園内はオープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは足元の開けた樹木管理を行う計画としており、計画地内に縁ある歩行者空間を整備するとともに、園路を活用した有明北地区の歩行者ネットワークを形成する計画であり、自然との触れ合い活動は促進されるものと考える。

以上のことから、周辺地域における現況の自然との触れ合い活動は充実し、かつ、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されることから、評価の指標を満足するものと考える。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しないと考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの現状の利用経路は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

